

## 個人情報を含む公文書の所在不明について

教育委員会事務局職員部教職員人事課において、令和6年11月11日付けで公文書開示請求を受け、請求対象となった文書の特定作業を行っていたところ、個人情報等が記載された公文書（職員通報書）1通が所在不明となっていることが判明し、捜索を継続しているところですが、令和7年2月10日（月）現在、公文書は発見されておりません。そのため対象となった方に謝罪するとともに経過の説明を行いました。

なお、現時点で個人情報の漏えいは確認されておりません。

### 1 所在不明となっている文書等

(1) 令和5年3月23日付けで收受した川崎市教育委員会職員通報制度等に関する要綱に基づく通報書の原本

(2) 通報書の原本に含まれる個人情報

通報者（連名）2名分の氏名、住所、電話番号及び印影

※なお、当該文書は、川崎市教育委員会事務局公文書管理規程（平成15年川崎市教育長訓令第3号）第13条の規定に基づき、文書管理システムによる收受登録を行っており、その電磁的記録は保存されています。

### 2 経過

令和5年 3月23日（木）教育委員会事務局職員部教職員人事課が通報者から提出された当該文書を受領し、担当者はクリアファイルに入れて机に保管

令和6年11月11日（月）教育委員会に当該文書の原本の閲覧と写しの交付を求める開示請求

15日（金）教育委員会事務局職員部教職員人事課の担当者が、関係ファイルを確認したところ、当該文書がないことに気づき上司に報告し、捜索に着手。庁内で関係部署も含め書庫の捜索を実施したが現在まで発見に至っていません。

12月 4日（水）当該文書が所在不明となっている旨を当該文書の関係者にお伝えし、謝罪

令和7年 1月24日（金）当該文書の関係者に改めて謝罪と経過の説明を実施

### 3 原因

- ・秘匿性の高い書類であるため、施錠可能な書庫又はロッカーで同一場所に保管すべきでしたが、所在不明となっている当該文書は、簿冊に保存した当該文書の処理に関連する職員通報関係書類一式と別々に保存していたため。

### 4 今後の対応

- ・事務局内の職員に対し、個人情報を含む文書の厳正な管理について、公文書管理規程等に則り、收受登録後、速やかに関係書類一式を簿冊に綴り、所定の場所に保管するなど、手順の遵守を徹底します。
- ・組織で管理すべき文書を職員個人で管理していないか等について、事務局内の全部署で点検し、適正な文書管理を徹底します。
- ・今後も当該文書の捜索を継続します。